

令和元年度

第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

配付（回収）資料

- 1 令和元年度 第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第
(机上に配付)
- 2 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について
(机上に配付)
- 3 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（写）
(小学校用教科書) (諮問時に事務局から配付)
- 4 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（写）
(小学校「特別の教科 道徳」) (諮問時に事務局から配付)
- 5 令和元年度教科用図書調査委員会委員について（議案1で事務局から配付）
- 6 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究会の調査
研究項目について（小学校用教科書） (議案2で事務局から配付)
- 7 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究会の調査
研究項目について（小学校「特別の教科 道徳」) (議案3で事務局から配付)

令和元年度 第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第

日 時 令和元年5月31日（金）

10:00～11:30

会 場 金沢ふるさと偉人館3階 講座室

- 1 開会挨拶
- 2 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命
- 3 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の役割について
- 4 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員長・副委員長選出
- 5 教科用図書採択制度の仕組みについて
- 6 諮 問（小学校用教科書及び小学校「特別の教科 道徳」について）
- 7 議 事
 - 議案1 教科用図書調査委員会委員について
 - 議案2 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について（小学校用教科書）
 - 議案3 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について（小学校「特別の教科 道徳」）
- 8 令和元年度 教科書展示会について
- 9 事務連絡
- 10 閉会挨拶

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり委員を委嘱及び任命します。

1 委嘱及び任命する委員

学識経験者	加藤 隆弘	金沢大学人間社会学域学校教育学類准教授
	松原 道男	金沢大学人間社会学域学校教育学類教授
金沢市PTA協議会役員	相羽 大輔	金沢市PTA協議会副会長
	松川 千絵	金沢市PTA協議会副会長
学校関係者	押野 正憲	金沢市立伏見台小学校長
	中越 尚志	金沢市立鞍月小学校長
	松永 法子	金沢市立千坂小学校長

(五十音順 敬称略)

2 任期

令和元年5月31日から令和2年3月31日まで

諮 問

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和元年5月31日

金沢市教育委員会

記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書は、「小学校用教科書目録」（令和2年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。
 - (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
 - (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
 - (3) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
 - (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
 - (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
 - (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
 - (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。
 - (8) 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
 - (9) 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

諮 問

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和元年5月31日

金沢市教育委員会

記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書（「特別の教科 道徳」）は、「小学校用教科書目録」（令和2年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、採択に係る意見を答申すること。
 - （1）考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
 - （2）問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
 - （3）主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
 - （4）金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
 - （5）各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
 - （6）教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
 - （7）本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

回収

議案 1

令和元年度教科用図書調査委員会委員について

※○印は各教科の調査委員長

種 目	氏 名	役 職	学 校 名
国 語 (7名)	○ 谷藤 真喜子	校 長	小立野 小学校
	武内 直子	教 諭	泉 小学校
	田上 陽子	教 諭	小立野 小学校
	早川 実宝	教 諭	西 小学校
	中口 健太郎	教 諭	南小立野 小学校
	川辺 有紀	教 諭	鞍月 小学校
	舟木 慎治	教 諭	千坂 小学校
書 写 (3名)	○ 端 博史	校 長	明成 小学校
	高沢 節子	教 諭	中村町 小学校
	新谷 幸一	教 諭	湯涌 小学校
社 会 (5名)	○ 小島 勝	校 長	三馬 小学校
	筑波 健太郎	主幹教諭	森本 小学校
	榎木 洋平	教 諭	中央 小学校
	山村 祐也	教 諭	田上 小学校
	伊藤 隆志	教 諭	緑 小学校
地 図 (3名)	○ 金子 俊一	校 長	米泉 小学校
	坪内 真弓	教 諭	中央 小学校
	森田 圭一	教 諭	安原 小学校
算 数 (7名)	○ 森 裕之	校 長	金石町 小学校
	関谷 登最宏	主幹教諭	鞍月 小学校
	橋田 真由美	指導教諭	諸江町 小学校
	瀬川 由佳	教 諭	泉野 小学校
	長谷川 麻紀子	教 諭	三和 小学校
	諸岡 晋哉	教 諭	浅野町 小学校
	西原 範泰	教 諭	十一屋 小学校
理 科 (5名)	○ 小林 幸雄	校 長	長坂台 小学校
	加藤 雄一	主幹教諭	伏見台 小学校
	戸田 真実	教 諭	犀川 小学校
	筒井 邦治	教 諭	粟崎 小学校
	荒磯 美穂	教 諭	兼六 小学校
生 活 (3名)	○ 山田 菊代	校 長	杜の里 小学校
	鳥田 千絵	教 諭	泉 小学校
	山 たか子	教 諭	兼六 小学校
音 楽 (3名)	○ 荒木 泰彦	教 諭	伏見台 小学校
	木谷 みどり	教 諭	小立野 小学校
	石田 佳裕	教 諭	戸板 小学校
図画工作 (3名)	○ 坂井 容子	教 諭	泉野 小学校
	加納 亜紀	教 諭	三馬 小学校
	岩本 真希子	教 諭	小立野 小学校
家 庭 (3名)	○ 松井 知佳子	教 諭	米丸 小学校
	中田 泉	教 諭	泉野 小学校
	杉山 麻子	教 諭	戸板 小学校
保 健 (3名)	○ 島倉 晴信	校 長	大徳 小学校
	大宮 弘太	主幹教諭	三馬 小学校
	成田 宏	教 諭	南小立野 小学校
道 徳 (4名)	○ 内木 浩	校 長	馬場 小学校
	東 智子	指導教諭	木曳野 小学校
	森 洋美	教 諭	鞍月 小学校
	右近 千裕	教 諭	戸板 小学校
外国語 (英語) (3名)	○ 本間 啓子	校 長	中村町 小学校
	三宅 佐知子	教 諭	四十万 小学校
	室木 千恵子	教 諭	明成 小学校

教科用図書調査委員会の調査研究項目について
(小学校用教科書)

- (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- (3) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。
- (8) 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
- (9) 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について
(小学校用教科書)

- (1) 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- (4) 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。
- (5) その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。				
2 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。				
3 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。				
4 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。				
5 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。				
6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。				
7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。				
8 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。				
9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。				

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。				
2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。				
3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。				
4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。				
5 その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）				

教科用図書調査委員会の調査研究項目について
(小学校「特別の教科 道徳」)

- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適應していること。

各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について
(小学校「特別の教科 道徳」)

- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）

教科用図書調査委員会 調査研究報告書 令和2年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。				
2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。				
3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。				
4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。				
5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。				
6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。				
7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。				

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。				
2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。				
3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。				
4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。				
5 その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）				

令和元年度

第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

資料

資料1	金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱・・・・・・・・・・	P 1, 2
資料2	教科書採択の方法（文部科学省）・・・・・・・・・・	P 3, 4
資料3	石川県における9つの採択地区について・・・・・・・・・・	P 5
資料4	金沢市教育委員会の採択の仕組み・・・・・・・・・・	P 6
資料5	令和元年度 教科書採択事務等の日程について・・・・・・・・・・	P 7
資料6	2020年度使用教科書（小学校用教科書及び学校教育法附則第9条 の規定による教科書）の採択方針（写）（県）・・・・・・・・・・	P 8
資料7	令和2年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針（金沢市）・・・	P 9
資料8	2020年度使用教科書（小学校用教科書（「特別の教科 道徳」）） の採択方針（写）（県）・・・・・・・・・・	P 10
資料9	令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」） 採択方針（金沢市）・・・・・・・・・・	P 11
資料10	令和元年度 教科書展示会開催要項・・・・・・・・・・	P 12, 13
資料11	令和元年度 金沢市教科書展示会の開催（報道資料）・・・・・・・・	P 14

※ この資料は、第2回選定委員会で回収させていただきます。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市P T A協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

6 委員長は、会務を統括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該教科用図書の種類

(2) 当該教科用図書を採択した理由

(3) 教科用図書の研究のために作成した資料

(4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

(5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

教科書採択の方法

1) 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。

2) 採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については無償措置法によって定められています（図3参照）。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。

- (1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出ます（①）。文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます（②）。教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、編修趣意書を、採択関係者に周知しています。（平成25年度までの編修趣意書に代えて、平成26年度からは新規に編集された教科書について検定申請時に各発行者から提出され、検定合格後の図書の内容と整合するよう更新されたものとなっています。）

- (2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・私立大学法人が設置する学校・私立学校等に送付します（③）。

- (3) 採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にあります。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴くこととなっています（④）。

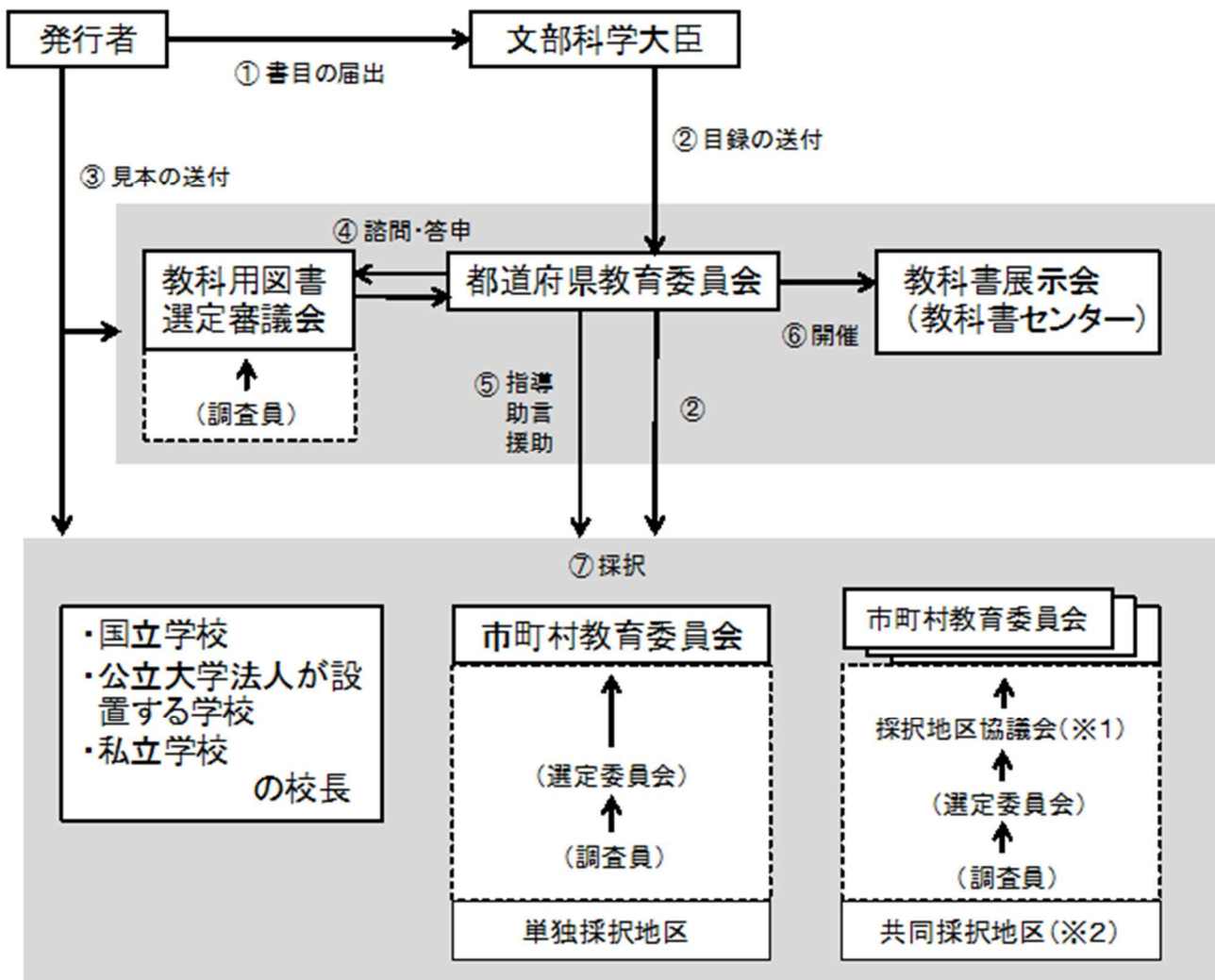
この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います（⑤）。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています（⑥）。この展示会は、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場（教科書センター）等で行われています。なお、教科書センターは昭和31年以来設置されているもので、平成30年4月現在全国に950か所あります。さらに、国民の教科書に対する高い関心に応えるため、近年では、公立図書館や学校図書館における教科書の整備も進められています。

- (4) 採択権者は、都道府県の選定資料を参考にすのほか、独自に調査・研究した上で一種目につき一種類の教科書を採択します（⑦）。

なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4年間同一の教科書を採択することとされています。

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

・採択の権限

地教行法第21条第6号

発行法第7条第1項

・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

無償措置法第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条

無償措置法施行令第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条

発行法第4条、第5条、第6条

石川県における9つの採択地区について

加賀	小松	能美 川北	白山 野々市	金沢	河北	羽咋	七尾 鹿島	奥能登
----	----	----------	-----------	----	----	----	----------	-----

【平成31年度学校教育指導の重点 資料編（石川県教育委員会）より】

（根拠法令） 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律

（昭和38年12月制定）

（採択地区）

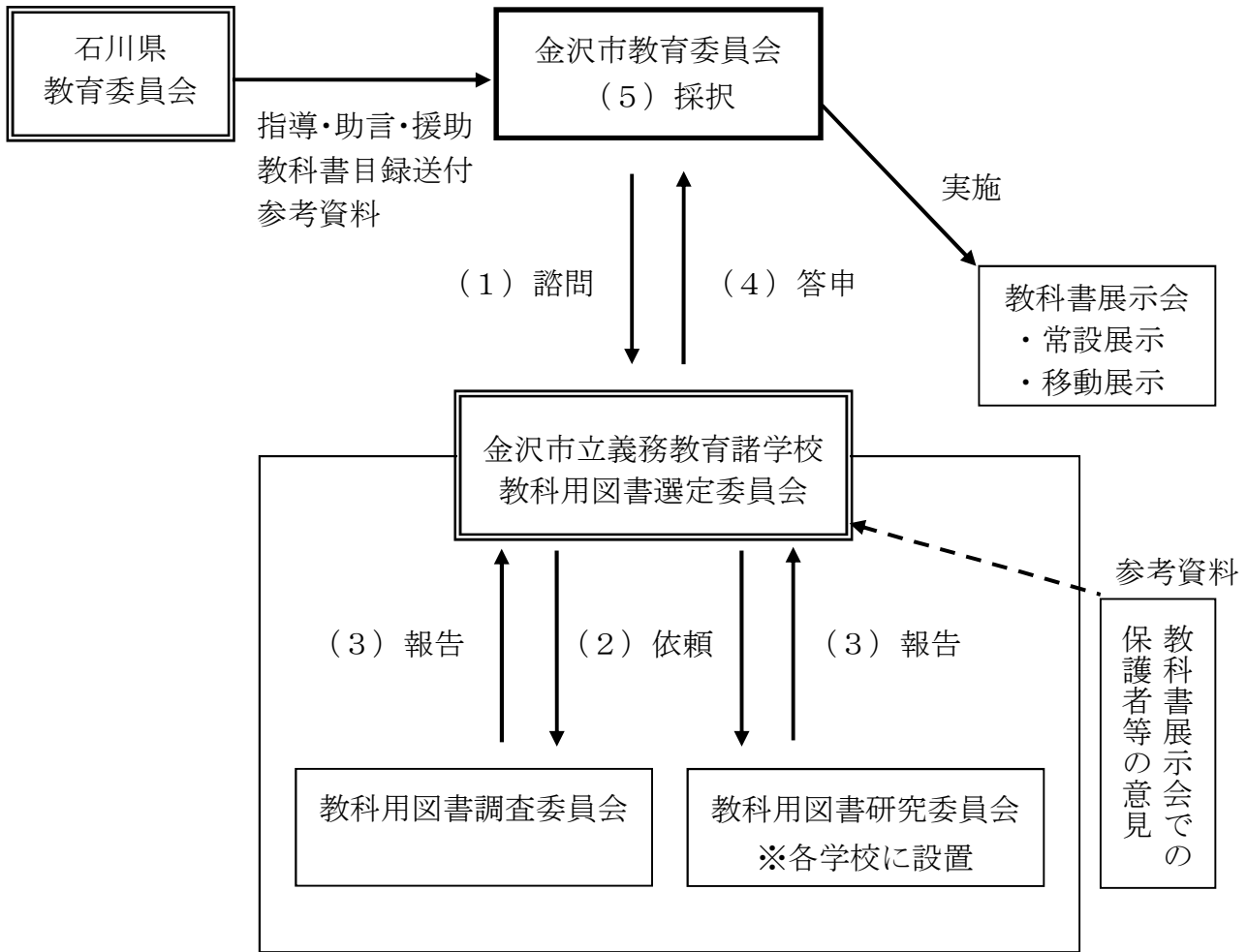
第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。

第13条 4 ……採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第15条 市町村の教育委員会は…義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

金沢市教育委員会の採択の仕組み



金沢市立小学校、中学校管理規則

第4章 教材の取扱い

第12条 (教科書)

教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書をいう。以下同じ。）は、委員会が採択したものを使用しなければならない。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

（金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置）

第3条

教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

令和元年度 教科書採択事務等の日程について

5月29日(水) 13:30～15:00 金沢市役所201会議室	定例教育委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・採択方針 ・選定委員会への諮問 ・選定委員会委員の委嘱及び任命、承認
5月31日(金) 10:00～11:30 金沢ふるさと偉人館	第1回選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会委員の委嘱、承認 ・研究委員会の設置 ・調査研究項目の審議
6月 4日(火) 15:30～16:40 金沢市職員会館	第1回調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の進め方の理解
6月12日(水)～ 6月27日(木) 金沢市立小学校28校	教科書展示会 (移動展示)	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における教科書の移動展示
6月14日(金)～ 6月27日(木) 金沢市教育プラザ富樫	教科書展示会 (常設展示)	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市教育プラザ富樫にて教科書の展示
7月 5日(金) 9:00～16:40 金沢市職員会館	第2回調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究報告書の作成
7月23日(火) 7月24日(水) 13:00～17:00 金沢ふるさと偉人館	第2回選定委員会 第3回選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究報告(調査委員会、研究委員会、展示会での意見等)をもとに答申案の作成
7月30日(火) 17:00～19:30 金沢市役所兼六の間	定例教育委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択
8月 5日(月) 17:00～19:30 金沢市役所兼六の間	臨時教育委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択
8月 6日(火) 15:00～19:00 金沢市役所兼六の間	臨時教育委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択
8月末		<ul style="list-style-type: none"> ・採択期限:8月31日(土) ※県への採択結果等報告
9月初め		<ul style="list-style-type: none"> ・採択結果等の公表

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

令和元年度 教科書展示会開催要項

金沢市教育委員会

「2020年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（平成31年3月29日付30初教科第33号）に基づき、教科書展示会を開催する。

1 常設展示場

(1) 会場 金沢市教育プラザ富樫 2号館3階 ティーチャーサポートセンター ブース8
金沢市富樫3丁目10番1号 TEL 243-1054

(2) 期間 令和元年6月14日（金）から6月27日（木）まで
9時00分から21時00分まで
※土曜日、日曜日は、17時00分まで

(3) 展示教科書

[小学校用]

- | | | |
|----------|-----|-------|
| ・国語 | ・書写 | ・社会 |
| ・地図 | ・算数 | ・理科 |
| ・生活 | ・音楽 | ・図画工作 |
| ・家庭 | ・保健 | ・道徳 |
| ・外国語（英語） | | |

[中学校用]

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| ・国語 | ・書写 | ・社会（地理的分野） |
| ・社会（歴史的分野） | ・社会（公民的分野） | ・地図 |
| ・数学 | ・理科 | ・音楽（一般） |
| ・音楽（器楽合奏） | ・美術 | ・保健体育 |
| ・技術・家庭（技術分野） | ・技術・家庭（家庭分野） | ・道徳 |
| ・外国語（英語） | | |

2 移動展示場

(1) 会場 金沢市内各小学校
※（4）の移動日程に基づき、3日間ごとに移動展示する。

(2) 期間 令和元年6月12日（水）から6月27日（木）
9時30分から16時30分まで
※土曜日、日曜日は開催しない。

(3) 展示教科書

[小学校用]

- | | | | | |
|-----|-----|----------|-------|-----|
| ・国語 | ・書写 | ・社会 | ・地図 | ・算数 |
| ・理科 | ・生活 | ・音楽 | ・図画工作 | ・家庭 |
| ・保健 | ・道徳 | ・外国語（英語） | | |

(4) 移動日程 (囲み文字の学校が展示校。)

	1	2	3	4	5	6	7
6月12日(水) ～14日(金)	額 四十万	田上 医王山	緑 安原	中村町 泉	大徳 木曳野	千坂 大浦	森本 花園
6月17日(月) ～19日(水)	伏見台 扇台	犀川 湯涌	西南部 米丸	兼六 杜の里	長田町 西	金石町 大野町	不動寺 三谷
6月20日(木) ～24日(月)	富樫 泉野	南小立野	押野 三和	中央 芳齋分校	新神田 戸板	鞍月 栗崎	小坂 夕日寺
6月25日(火) ～27日(木)	長坂台 内川	十一屋	三馬 米泉	明成 浅野町	小立野 犀桜	諸江町 浅野川	馬場 森山町

(5) 移動展示の方法及び注意事項

- ① 小学校を7グループに分け、移動展示をする。
- ② 展示校では、職員の目が届き、施錠ができる部屋等に、教科書の設置場所(スペース)を設け、閲覧がしやすいように机・椅子等を置くとともに、毎日冊数を確認するなど管理を徹底する。
- ③ 展示校以外の学校においては、展示校や常設展示場を利用し、調査研究する。
- ④ 各グループの最初の展示校へは、学校指導課が教科書、閲覧者氏名記入用紙、保護者意見箱及び意見感想用紙を搬送する。
- ⑤ 閲覧者名簿は、職員室に置く。(閲覧者は職員室で記名後、閲覧する。)
- ⑥ 展示校は、次の展示校と連絡調整の上、教科書、意見箱等を搬送する。
次の展示校の校長又は教頭、主幹教諭、教務主任のいずれかが立ち会い、教科書の数等をチェック表で確認の上、展示の準備をする。チェック表は、次の展示校が学校指導課へFAXする。
- ⑦ 保護者用意見箱は、中の用紙を出さず、そのまま次の学校に渡す。
- ⑧ 閲覧者名簿は、各学校での展示終了後、担当あて【親展】とし、学校メールカードで提出する。
- ⑨ 最終の展示校は、展示期間終了後、学校指導課が回収するまで保管する。学校指導課は、教科書の数等を確認して受け取る。

(6) 保護者等への周知

各小学校においては、学校日より、学年日より、ホームページ等を通して、移動展示期間に閲覧可能である旨を保護者等に周知する。なお、閲覧希望の方への対応は、各会場校で行う。

3 法律に定められた教科書展示会について

(1) 展示期間 令和元年6月14日(金)から6月27日(木)まで

(2) 展示場所 金沢・富樫センター(金沢市教育プラザ富樫)

※ 法律で定められた教科書展示会を併せて開催する。

令和元年6月10日
学校指導課
担当：角・中村
TEL 220-2449

令和元年度 金沢市教科書展示会の開催

来年度(令和2年度)から、小学校で使用する文部科学大臣の検定を経た教科書を展示します。

保護者や市民の皆様からご意見・ご感想をお聞きするための意見箱を設置しており、ご意見等は教科書採択に際しての参考とさせていただきます。

1. 常設展示場

- 日時 令和元年6月14日(金)から6月27日(木)まで
9時00分から21時00分まで
※土、日は、17時00分まで
- 会場 金沢市教育プラザ富樫(金沢市富樫3-10-1 TEL:243-1054)
※2号館3階ティーチャーサポートセンター ブース8において受付後、室内で閲覧ください。

2. 移動展示場

- 日時 令和元年6月12日(水)から6月27日(木)まで
9時30分から16時30分まで
※土、日は、閲覧できません。
- 会場 金沢市立小学校(28校) ※移動日程は下記のとおり
※各学校の職員室で受付後、指定場所において閲覧ください。

移動展示場となる学校及び展示期間は、次のとおりです。

期 間	会 場
6月12日(水)～14日(金)	額小学校、田上小学校、緑小学校、 中村町小学校、大徳小学校、千坂小学校、 森本小学校
6月17日(月)～19日(水)	伏見台小学校、犀川小学校、西南部小学校、 兼六小学校、長田町小学校、金石町小学校、 不動寺小学校
6月20日(木)～24日(月)	富樫小学校、南小立野小学校、押野小学校、 中央小学校、新神田小学校、鞍月小学校、 小坂小学校
6月25日(火)～27日(木)	長坂台小学校、十一屋小学校、三馬小学校、 明成小学校、小立野小学校、諸江町小学校、 馬場小学校